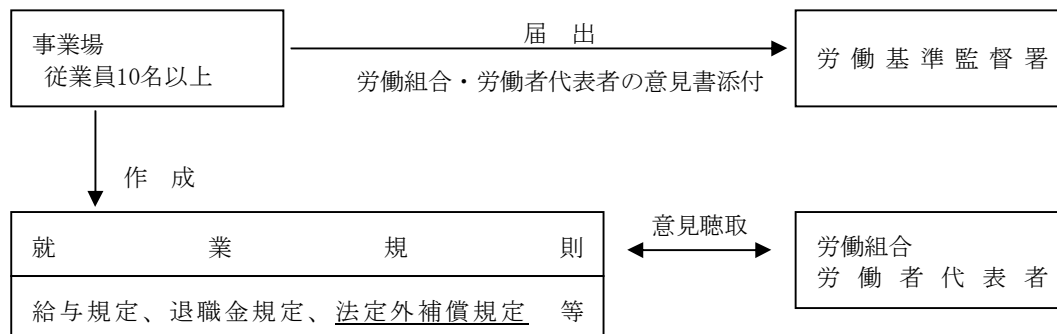


《資料1：法定外補償規定（雛形）》

この資料は、皆様にご提案の任意労災保険とは別に、お役に立つよう作成したものです。本サイトの内容は執筆時点における法令および社会情勢に基づいてひな形をアップしています。なお、利用者の経営結果については責を負いかねますので、ご了承ください。詳細については、顧問社会保険労務士または最寄の労働基準監督署へお問い合わせください。

1. 法定外補償規定とは



(1) 就業規則の作成・届出義務

常時10名以上の従業員を雇用する事業場では、必ず就業規則を作成し、労働基準監督署へ届出を行う必要がある。（労働基準法第89条）。就業規則に必ず定めるべき事項は次のとおり（同第1号～第3号—絶対的記載事項）。

- ①始業・終業時刻、休憩時間、休日、休暇、交替勤務の場合は交替要領
- ②賃金の決定、計算および支払の方法、賃金の締切および支払の時期、昇給
- ③退職に関する事項

(2) 法定外補償規定の位置付け

法定外補償については、就業規則に必ず定めるべき事項には入っていないが、これを定める場合には、必ず就業規則に記載しなければならない（同第8号—相対的記載事項）。

(3) 就業規則の別規則とする場合の特則

(1)、(2)にかかわらず、就業規則の記載事項については、1つの就業規則にすべて記載する必要はなく、すべての事項につき別規則として定めることが法律上認められている。したがって、法定外補償に関する規定も独立して制定することができるが、別規則として定めた場合であっても、就業規則と同様、労働基準監督署への届出を行うことが必要である（規定、規則、内規、告示等、名称のいかんにかかわらず）。

(4) 労働組合・労働者代表者の意見聴取

使用者は、就業規則の作成・変更について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、ない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴取し、その意見を記載した書面を労働基準監督署への届出に添付する必要がある（労働基準法第90条）。

2. 法定外補償規定作成の注意項目〔後掲 法定外補償規定（雛形）を参照〕

(1) 対象被用者の範囲の明示（規定（雛形）第1条第3項を参照。）

正社員に限定するのか、派遣社員等も含むのか対象被用者の範囲を明示する。

また、扶養者有・無で補償内容を変える場合は、被用者の範囲を区分する。

(2) 対象となる労働災害、補償、身体障害の範囲および給付金額の明示

（規定（雛形）第1条および別表を参照。）

①労働災害の範囲

通勤災害を含むかどうか等、対象となる労働災害の範囲を明記する。

②補償の範囲

休業補償を含むかどうか等、給付対象の補償の範囲を定める。

③給付対象の身体障害の範囲

死亡、後遺障害第1級～第14級のうち、どの範囲の労働災害が上乘せ補償の対象となるかを定める。

全等級について補償の対象とされることが好ましい。

④給付金額の明示

規定（雛形）別表にあるとおり、各等級の給付金額を明示する。

(3) 被用者への公表および周知

法定外補償規定は、労働組合・労働者代表者の意見書を添付の上、労働基準監督署へ届出を行い、被用者への周知を図ることが必要である。文書による配布等周知の方法を検討する。

この資料は、皆様にご提案の任意労災保険とは別に、お役に立つよう作成したものです。本サイトの内容は執筆時点における法令および社会情勢に基づいてひな形をアップしています。なお、利用者の経営結果については責を負いかねますので、ご了承ください。詳細については、顧問社会保険労務士または最寄の労働基準監督署へお問い合わせください。

法定外補償規定（雛形）

第1条（法定外補償）

- (1) 従業員が、業務上の事由により、死亡、後遺障害、疾病もしくは負傷の被害（以下「身体の障害」という。）を受け、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による業務災害に対する補償給付が行われた場合には、会社は、労災保険法とは別個に次の①から③の法定外災害補償を、別表の基準により支払う。
- ①遺族補償 ②後遺障害補償 ③休業補償
- (2) 従業員が、通勤途上の災害により、身体の障害を受けた場合には、会社は、前項各号に準じた法定外災害補償を、別表の基準により支払う。
- (3) 補償の対象となる従業員の範囲は次のとおりとする。

第2条（給付基準）

- (1) 遺族補償給付金と後遺障害給付金の重複支払は行わず、いずれか高い金額をもって限度とする。
- (2) 休業補償給付金の支払は、1,092日分を限度とする。
- (3) 休業補償給付金は、死亡給付金または後遺障害給付金と合算して支払う。

第3条（業務災害・通勤災害の認定）

この規定の適用上、業務災害、通勤災害あるいは後遺障害等級、休業日数の認定等については、労災保険法を所轄する官庁の認定に従うものとする。

第4条（補償を受ける者）

この規定による補償の支払いを受ける者は、遺族補償にあつては労災保険法による遺族補償の受給権者とし、障害補償および休業補償については被害を受けた者とする。

第5条（支給制限）

身体の障害が、その被害を受けた本人の故意もしくは重大な過失によって直接に生じた場合には会社は、第1条（法定外補償）の補償を支払わずもしくは減額して支払う。

第6条（第三者の行為による事故）

- (1) 補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合にこの規定による補償を行った場合には、会社は、その価額の限度で補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- (2) (1) 場合において、補償をうけるべき者が当該第三者より同一事由につき損害賠償を受けた場合は、会社は、

その価額の限度で補償義務を免れる。

(3)ただし、特別の事情があり(1)および(2)の規定を適用することが適当でないと認められる場合にはこの規定を適用しない。

第7条（民事賠償との関係）

会社は、この規定による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、民法による損害賠償の責を免れる。

[第1条 (法定外補償) 別表]

補償給付基準

		業務災害	通勤災害
遺族補償 (死亡)		万円 (日分)	万円 (日分)
後 遺 障 害 補 償	後遺障害等級 第1級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第2級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第3級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第4級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第5級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第6級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第7級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第8級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第9級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第10級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第11級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第12級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第13級	万円 (日分)	万円 (日分)
	後遺障害等級 第14級	万円 (日分)	万円 (日分)
休業補償		円 (%)	円 (%)